

令和4年9月27日

各部局等の長 殿

新型コロナウイルス感染症対策本部総括副本部長

理事 行 松 泰 弘

新型コロナウイルス感染者発生時の対応について（通知）

（第8版）

このことについて、令和4年7月26日付け「新型コロナウイルス感染者発生時の対応について（第7版）」により通知しているところですが、下記のとおり一部改訂しましたのでお知らせいたします。

については、感染者が発生した際の対応を事前に把握するとともに、関係者間で共有し、感染者が発生した際の迅速な対応に備えるようお願いいたします。

なお、本年9月26日より、新型コロナウイルス感染者の国への全数届出の見直しが全国一律で行われたところですが、本学における感染者の報告は、学内の感染状況の把握や感染拡大時の注意喚起等に必要のため、当分の間継続いたします。

#### 記

- ・ 「① 感染者の報告、濃厚接触者の特定」に関する取扱いの変更  
（感染報告については、報告書の提出のみに変更）
- ・ 「【参考】主な連絡先等」の変更  
（全数届出見直しを踏まえ、陽性者健康サポートセンターが道内自治体に開設されたことに伴う「主な連絡先等」の変更）

令和2年3月11日  
令和2年 8月 7日一部改定  
令和2年11月12日一部改定  
令和2年11月20日一部改訂  
令和4年 2月 3日一部改訂  
令和4年 7月11日一部改訂  
令和4年 7月26日一部改訂  
令和4年 9月27日一部改訂

## 新型コロナウイルス感染者発生時の対応について

### ① 感染者の報告、濃厚接触者の特定

部局等の構成員（学生・教職員）より新型コロナウイルスに感染した旨の報告を受けた際は、感染者本人への聞き取り等により本学所定の「報告書」を作成し、速やかに総務企画部総務課及び事務局担当課（厚生労務室又は学生支援課）へ提出すること。

なお、部局等における濃厚接触者の特定は、職員の場合は「新型コロナウイルス感染症に罹患した職員及び濃厚接触者等となった職員の就業上の措置について（通知）」、学生の場合は「学生が新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合の対応について（通知）」の最新版を参照のうえ、適切に行うこと。

※提出の際には必ずパスワードを設定し、電子メールにより提出すること。

※各種通知及び報告様式はHPに掲載：<https://www.hokudai.ac.jp/covid-19/staff.html>

### ② 部局等における感染拡大防止対策

部局等における感染拡大防止のための必要な対策（消毒作業、部屋の閉鎖等）については、部局等において厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を参照のうえ判断・実施すること。なお、消毒作業等の外注を行う場合については、調達課役務契約担当に連絡・相談すること。

その他、不明点等がある場合は、総務企画部総務課に相談すること。

※厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

### ③ 公表について

ホームページでの公表や学内周知は、総務企画部総務課及び社会共創部広報課において行う。公表内容（案）及び想定問答（案）については、事務局から関係部局等に確認する場合

がある。

#### ④ 濃厚接触者の待機期間、健康状態の確認

濃厚接触者は出席停止・在宅勤務とする。濃厚接触者の待機期間は、感染者との最終接触日の翌日から5日間とする。なお、同一世帯内で感染者が発生した場合は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日間とする。ただし、待機期間の2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査（自費検査、体外診断用医薬品を必ず用いること）で陰性を確認した場合は、3日目から出席停止・在宅勤務の解除を可能とする。

待機期間中は、毎日朝・夜に体温を測るなどの健康状態に注意を払い、発熱、呼吸器症状、倦怠感が現れた場合には、医療機関又は行政の相談窓口（主な連絡先等参照）に相談すること。

なお、待機期間の初日から7日間は検温などの健康状態の確認を濃厚接触者自身が行うこと。

#### ⑤ 濃厚接触者の症状発生時の対応

上記④の健康状態の確認中に症状等が発生した場合においては、濃厚接触者本人が速やかに医療機関又は行政の相談窓口連絡し、指示に従う。（PCR検査等）

また、PCR検査等を受け、検査結果が「陽性」となった場合は、濃厚接触者本人が、所属部局等に連絡し、連絡を受けた所属部局等の担当者は事務局担当課（厚生労務室又は学生支援課）に連絡すること。

※陽性判定が出た場合は、新規感染者として①からの取扱いとする。

#### 【参考】主な連絡先等（北海道ホームページ等から抜粋）

1) 体調不良時（発熱、痰、息切れ、味覚障害等）の電話相談窓口

| 【相談窓口】 |                         | 電話番号         | 開設時間      |
|--------|-------------------------|--------------|-----------|
| 札幌市    | 救急安心センターさっぽろ            | #7119        | 毎日 24 時間  |
|        | 新型コロナウイルス一般電話相談窓口       | 0570-085-789 | 毎日 9～21 時 |
| 旭川市    | 新型コロナウイルス感染症健康相談窓口      | 0166-25-1201 | 毎日 24 時間  |
| 函館市    | 受診・相談センター               | 0120-568-019 |           |
| 小樽市    | 発熱者相談センター               | 0120-510-010 |           |
| 上記以外   | 北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター | 0120-501-507 |           |

2) 自宅療養中に体調が悪化した場合の電話相談窓口

| 【相談窓口】 |                    | 電話番号         | 開設時間      |
|--------|--------------------|--------------|-----------|
| 札幌市    | 陽性者サポートセンター        | 0570-022-680 | 毎日 8～21 時 |
| 旭川市    | 陽性者サポート窓口          | 0166-21-3720 | 毎日 9～20 時 |
|        | 新型コロナウイルス感染症健康相談窓口 | 0166-25-1201 | 毎日 20～9 時 |
| 函館市    | 療養者相談センター          | 0138-32-1511 | 毎日 9～17 時 |
|        | 受診・相談センター          | 0120-568-019 | 毎日 17～9 時 |
| 小樽市    | 小樽市健康観察フォローアップセンター | 0570-050-134 | 毎日 24 時間  |
| 上記以外   | 北海道陽性者健康サポートセンター   | 0120-303-111 |           |